

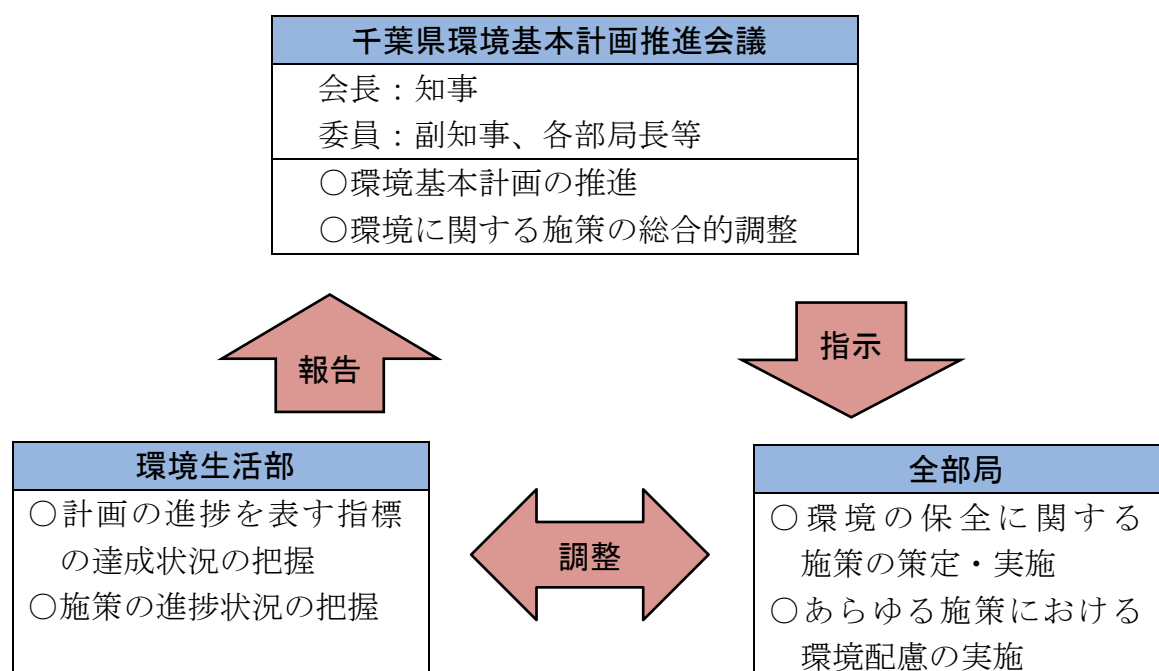
第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

県は、計画を総合的に推進する体制を整備するとともに、具体的な施策の展開に当たっては、県民、事業者、市町村など各主体との連携、協働の下で進めていきます。

1 県における推進体制

県は、関係する部局等の連携と調整を行い、効率的にこの計画に掲げる各種施策を推進するため、「千葉県環境基本計画推進会議」を設置します。



2 各主体との連携、協働

この計画の実効性を高めるためには、県民、事業者、行政などの各主体が第2節で示す役割分担の下、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互の連携、協働を促進することが重要です。

このため、県は、広く計画内容の周知と本県の環境に関する情報の提供を行うとともに、各主体が行う自主的な環境保全活動に対する支援の実施、各主体との環境に関する情報の共有を図るなど、各主体との連携・協働を進めます。特に、市町村は地域における環境保全の取組の中核となることから、県・市町村それぞれの役割分担の下、連携・協働を図っていきます。

また、広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題について、国や他の地

方公共団体と連携を図るとともに、地球環境の保全に貢献するため、国際協力・国際交流を推進します。

第2節 各主体に求められる役割

本計画を着実に推進するため、各主体に期待される基本的な役割と各主体に求められる具体的な取組例を示します。

1 県民の役割

県民は、環境問題と一人ひとりの行動が密接に関係していることを十分に理解するとともに、自らのライフスタイルを見直し、日常生活において環境に配慮した行動に取り組むことが期待されます。また、環境学習や地域の環境活動に積極的に参加することが期待されます。

県民や事業者などにより組織される市民活動団体は、専門的な知識や技術を生かして、地域において環境保全のための多様な取組を展開するとともに、地域での積極的な情報発信や環境保全活動を通じて、各主体間の連携・協働を促進する役割が期待されます。

2 事業者の役割

事業者は、あらゆる事業活動に際して、環境に関する法令等の遵守を徹底することに加えて、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減などを進めることにより、環境負荷の低減に努めなければなりません。

また、事業者には、環境保全のための新たな技術の開発や、環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の軽減にも寄与することが望まれます。

さらに、地域コミュニティーの一員として、他の主体との連携を図りながら、地域の環境を守り育てる活動に積極的に協力・参加するとともに、従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めることも重要です。

3 市町村の役割

本計画を推進するためには、地域における取組が重要です。市町村は、地域の実情を十分把握している住民に最も身近な行政機関であり、様々な主体と直接ふれあう多くの機会を有していることから、地域における環境保全・再生の取組の中核としての役割が期待されます。

そのため、各主体との幅広い連携の下に、地域の特性に応じた環境施策を、自ら策定し、自ら推進していくことが求められます。特に、地域に根ざした住民参加

型の施策を積極的に推進することが期待されます。

また、市町村自らが、地域の経済活動において大きな事業者・消費者としての立場にあることから、環境を守り育てる取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上に努めることが重要です。

4 県の役割

県は、本計画に掲げる「目指す将来の姿」、「基本目標」を実現するため、県民、事業者、市町村等の各主体との連携の下、環境基本計画の示す方向性に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進します。

また、県域を越えた広域的な取組を必要とする課題には、社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を展開していきます。

さらに、県民、事業者、市町村など各主体の役割を明らかにするとともに、それぞれの積極的な行動を促進するためのシステムづくりや環境の保全・再生に資する社会資本の整備、保有する環境情報の積極的な提供、環境学習や普及啓発の実施など、環境を守り育てる活動の基盤づくりを行います。

一方、県自らが本県の経済活動において大きな事業者・消費者としての立場にあることから、環境を守り育てる取組を自ら率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

5 各主体に求められる取組

(1) 県民

【地球温暖化対策の推進】

○家にいるとき

- ・冷暖房温度の設定を控えめにし、クールビズ、ウォームビズを実践する。
- ・節電に努める。
- ・節水に努める。

○買い物するとき

- ・マイバックの持参などによりレジ袋の使用を控える。
- ・環境負荷が少ない製品を購入する。
- ・県内で生産されたもの（食料品など）を積極的に購入する。

○移動するとき

- ・公共交通機関等の利用により自家用車の走行を減らす。
- ・自動車を運転するときは、アイドリング・ストップの励行や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践する。

○住宅・設備の購入等を行うとき

- ・家庭の省エネ診断を実施する。
- ・住宅の新築や建替え時に年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる

- ・ Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など低炭素な住宅を選択する。
- ・ 照明の L E D 化や省エネルギー性能の高い家電製品への買替えを行う。
- ・ 住宅の断熱改修や高効率給湯器、H E M S、蓄電池などの省エネルギー設備等を導入する。
- ・ 太陽光発電設備や太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーを導入する。
- ・ 次世代自動車や低公害・低燃費車などを選択する。
- 地球温暖化問題を理解し、その解決に向けた行動に参加・協力したいとき
 - ・ 自治会や市民活動団体、行政が行う地域の地球温暖化対策のイベントなどへ参加する。
 - ・ 地球温暖化対策に取り組む市民活動団体に参加する。
 - ・ 自ら地域や団体のリーダーとなり活動を推進する。
 - ・ 気候変動への適応の重要性に対する関心・理解を深める。

【循環型社会の構築】

- 家にいるとき
 - ・ ものを大事にし、できるだけごみを出さないライフスタイルを実践する。
 - ・ 調理をするとき、食事をするとき、一人ひとりが、生ごみなどバイオマスの発生者であることを認識し、食べ残しなどの食品ロスをできるだけ少なくする。
- 買い物のとき
 - ・ 無駄な購入をせず、廃棄する食品等を無くす。
 - ・ マイバックの持参などにより、レジ袋の使用を控える。
 - ・ 過剰包装を避け、詰め替えできる製品などを利用する。
 - ・ 再生品やリサイクルしやすい材料を使用した商品を購入する。
 - ・ バイオマス製品に関心を持つ。
- ごみを捨てるとき
 - ・ 地域で決められたルールを守る。
 - ・ ごみは決められた分別方法に従って、回収場所に出す。
 - ・ 資源のリサイクルに協力する。
 - ・ 地域が行っている集団回収に参加する。
- 地域で活動するとき
 - ・ 地域ぐるみの清掃等に積極的に参加する。
 - ・ 市民活動団体などによる地域での資源循環型社会づくり活動に参加、協力する。
 - ・ 地域活動を支える担い手として積極的に資源のリサイクルに取り組む。
 - ・ フリーマーケットや不用品の再利用を地域に広げる。
 - ・ バイオマスの活用の取組に参加、またはサポートする。
 - ・ ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努める。
 - ・ 廃棄物の不適正処理や不法投棄を目撃した場合には、速やかに行政に通報する。

【豊かな自然環境の保全と自然との共生】

- ・自然観察会等への参加や、自然公園をはじめとした豊かな自然の中で日頃から野外活動を楽しむことで、地域の自然に親しむ。
- ・自然公園を利用する場合や山登り、ハイキング、海水浴等では、ゴミを持ち帰る、動植物を捕まえたり採集したりしない、車両の乗り入れ規制を守るなど、マナーを守る。
- ・エコラベルの商品等の環境に配慮したものを購入する。
- ・行政や市民活動団体等が実施する地域の自然環境の保全活動に参加する。

【野生生物の保護と適正管理】

- ・ペットを飼う前に、成長後の大きさ、寿命、特性等を確認し、飼う場合は最期まで責任を持って飼い、決して野外に放すことはしない。
- ・外来種被害予防三原則、「入れない、捨てない、拡げない」を遵守する。
- ・県が運営する「生命（いのち）のにぎわい調査団」に参加等し、身近な生物のモニタリングを行う。
- ・傷ついた鳥獣を見つけたときは、救護に協力する。
- ・有害鳥獣の捕獲の担い手になる。

【安全で安心な生活環境の保全】

○大気環境の保全

- ・ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車の利用に努める。
- ・公共交通機関や自転車の利用により、マイカーの使用を抑える。
- ・可燃性と書かれていないスプレーなど、できるだけ揮発性有機化合物が少ない製品を選ぶ。
- ・家庭のエアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声などの音が、近隣への騒音とならないよう配慮する。
- ・日常生活において、殺虫剤、除草剤等の化学製品を適正に使用する。
- ・ダイオキシン類の発生防止のため、違法なごみの野外焼却を行わない。

○水環境の保全

- ・流しではろ紙袋等を使用したり、皿や鍋の汚れを拭き取るなどして、調理くずや油分を流さないように努める。
- ・洗剤は適正量を使用する。
- ・下水道処理区域内の未接続の家庭は下水道に接続し、単独処理浄化槽等を設置している家庭は、合併処理浄化槽へ転換する。
- ・浄化槽を設置する場合は、高度処理型合併処理浄化槽※の設置に努める。
- ・浄化槽を適正に維持管理する。
- ・戸建の家庭においては、雨水が浸透する面積の確保に努める。
- ・雨水浸透施設※の設置に協力する。
- ・河川・海岸等の美化などの環境保全活動に参加する。
- ・節水に努める。
- ・湧水の保全やその周辺の環境保全を呼びかける。

- ・庭や家庭菜園で肥料を過剰に使用しない。

【環境学習の推進と環境保全活動の促進】

○家庭

- ・学校や地域等での環境学習や環境保全活動に積極的に取り組む。
- ・環境学習で得られた知見を家庭に還元し、日常生活の中で実践する。
- ・日常生活の中で、家族で環境について考え学ぶ。

○地域団体

- ・地域特性や世代の多様性等の特徴を生かした活動を展開する。
- ・NPOは、その専門性を生かし、地域活動の指導者や、各主体間の連携のコーディネーターとして、地域住民の意識を高め、活動への参加を促す。

(2) 事業者

【地球温暖化対策の推進】

- ・省エネ診断を実施する。
- ・エネルギー管理システムを導入する。
- ・製品の製造過程において、効率化に向けたより高度な技術の開発や、燃料を二酸化炭素の排出が少ないものに変更するなど、生産設備の省エネルギー化を進める。
- ・排熱などの未利用エネルギーの活用やコージェネレーションシステム[※]の導入など、エネルギーの有効活用によりエネルギー消費量を削減する取組を進める。
- ・省エネ技術や省エネルギー型製品の開発など、他の業種への波及効果が見込まれる取組を進める。
- ・事務所等において、高効率照明の使用や照明センサーや高効率空調などの省エネルギー機器を導入する。
- ・建築物、設備の省エネルギー性能の向上を図る。
- ・太陽光発電設備や太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーを導入する。
- ・エコアクション21など環境マネジメントシステムを導入する。
- ・次世代自動車や低公害・低燃費車などを選択する。
- ・節電、節水やクールビズ、ウォームビズなど省エネ行動を実践する。
- ・環境負荷が少ない製品を購入する。
- ・外出時の公共交通機関の利用などによる社用車の利用を削減する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動への適応に努める。

【循環型社会の構築】

- ・ 廃棄物を適正に処理する。
- ・ 製品の製造方法や販売方法などの工夫により廃棄物の排出の抑制を図る。
- ・ リサイクルしやすい製品づくり、環境に配慮した商品の販売、リースやレンタルによるサービスの提供などを進める。
- ・ 梱包材や包装材の削減を進める。
- ・ 廃棄物の適正処理に関する社内の研修体制やチェック体制を整える。
- ・ 廃棄物の適正処理について、排出事業者としての責任を果たす。
- ・ 積極的に廃棄物の処理に関する情報を開示する。
- ・ 事業所や周辺において、ごみの適正排出等を通じた環境意識の普及啓発を行う。
- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加する。
- ・ 廃棄物として発生するバイオマスの有効活用に努める。

【豊かな自然環境の保全と自然との共生】

- ・ CSR・SDGs等に関する担当部署を設置する。
- ・ 生物多様性保全に関する指針・宣言等を策定する。
- ・ 生物多様性に関する地域貢献活動を行う。
- ・ 生物多様性保全に貢献する商品開発を行う。
- ・ 事業活動による環境への負荷を把握し、その軽減を図る。
- ・ 工場・事業所内の生物調査を主体的に行う。
- ・ 県主催の「企業と生物多様性セミナー」に積極的に参加する。
- ・ 県が設置した生物多様性ちば企業ネットワークに積極的に参加する。
- ・ 生物多様性保全に関する社員研修を実施する。
- ・ 自然保護活動、自然観察会等に積極的に参加・協力する。
- ・ 毎年、環境報告書を作成し、取組を公表する。
- ・ 生物多様性サテライトを設置して、生物多様性に関する自社の取組の周知を図る。
- ・ 一定規模の土地を開発する際は、自治体と自然環境保全協定[※]や緑化協定を締結する。

【野生生物の保護と適正管理】

- ・ 行政・専門家等と連携して絶滅危惧種の生息域外保全を行う。
- ・ 敷地内における外来生物への適切な対応を行う。

【安全で安心な生活環境の保全】

○大気環境の保全

- ・ 大気汚染防止法等の定める基準を遵守し、大気汚染物質の排出をできる限り削減する。
- ・ 光化学スモッグやPM2.5の原因物質の1つとされる揮発性有機化合物の排出削減について、自主的に取り組む。

- ・ディーゼル条例による運行規制や燃料規制を遵守する。
 - ・ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車の導入に努める。
 - ・自動車の使用をできるだけ控えるとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを実践する。
 - ・モーダルシフトや共同輸配送など、環境に配慮した物流の実現に努める。
 - ・騒音規制法等の規制基準を遵守し、騒音、振動、悪臭の発生をできる限り防止する。
 - ・建設作業等の実施に当たっては、工法の改良や使用機器の低騒音化により、騒音、振動が低減されるよう努める。
 - ・畜産農業に起因する悪臭を防止するため、家畜排せつ物は適正に処理する。
 - ・P R T R制度により、対象となる化学物質の環境への排出量等を把握して届け出るとともに、環境リスクを評価し、排出抑制に取り組むなど、自主的に環境影響の軽減に努める。
 - ・住民との化学物質に係るリスクコミュニケーション[※]を図るため、環境対話集会の開催などに努める。
 - ・殺虫剤、除草剤等を適正に使用する。
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、排出水等の基準を遵守するとともに、自主測定をする。
 - ・化学物質を使用する施設等について、事故、災害、過失等による化学物質の漏えいを防止しうる施設構造を採用し、万一漏えいした際には、早期に発見し、漏えいの抑制及び環境中での拡散を防止するための必要な措置を講じる。
- 水環境の保全
- ・水質汚濁防止法等に定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出をできる限り削減する。
 - ・排水管理状況の公開を進める。
 - ・浄化槽を適正に維持管理する。
 - ・節水に努める。
 - ・事業活動の中で、低水質でも良い用途（水洗トイレ洗浄水等）については、生活排水や雨水などの再生利用の促進や下水処理水の利用を図る。
 - ・肥料を適正に使用する。
- 土壌環境・地盤環境の保全
- ・原材料や廃棄物の適正管理などにより土壌汚染の防止を徹底する。
 - ・有害物質を使用する施設においては敷地内の土壌汚染状況調査を行い、有害物質による土壌、地下水汚染があった場合には健康被害の防止措置を速やかに実施する。
 - ・法・条例及び環境保全協定を遵守し、地盤沈下を起こさないよう揚水を行うとともに、揚水量等を公開する。
 - ・地盤沈下防止協定に基づき、天然ガスかん水について、揚水量の削減や汲み上げたかん水を地下へ戻すことによる地上への排水量の削減を図る。

【環境学習の推進と環境保全活動の促進】

- ・社会貢献活動として、地域の環境保全活動等に積極的に参画する。
- ・専門的ノウハウや人材を生かし、従業員への環境学習を実施する。
- ・見学の受入等による、学習の場や機会の提供、学校や地域への講師派遣等による連携・協働に取り組む。

(3) 市町村

【地球温暖化対策の推進】

- ・住民や事業者、市民活動団体の自主的取組を促進する。
- ・自らの事務事業に関する実行計画を策定し、目標を掲げて、その達成に責任を持って取り組む。
- ・住民の自主的な取組がより活性化するよう、市民活動団体や千葉県地球温暖化防止活動推進員と連携した事業の実施や活動の支援、住民への活動紹介などに取り組む。
- ・地域における地球温暖化に関する情報を収集、提供することや、その区域における地球温暖化対策実行計画を策定し、推進する。
- ・コンパクトシティの実現や交通流の整備などにより、低炭素なまちづくりを推進する。
- ・地域における再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進する。
- ・気候変動適応法に基づき、気候変動への適応に関する計画を策定するよう努める。

【循環型社会の構築】

- ・住民の協力を得ながら分別回収を徹底し、集団回収を促進する。
- ・ごみの排出抑制に向けて、普及啓発や環境学習を推進する。
- ・一般廃棄物について、必要に応じ近隣市町村と連携した広域処理体制を構築するなど、効率的な処理・処分を進める。
- ・ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するため、監視を行うとともに、普及啓発を進める。
- ・自ら排出する廃棄物を適正に処理する。
- ・バイオマス製品等の利用を推進する。

【豊かな自然環境の保全と自然との共生】

- ・生物多様性地域戦略を策定する。
- ・自然環境調査を実施して、地域特性、保護上重要な地域、自然資源等を把握する。
- ・環境フェアや市民講座の開催により、自然環境保全の普及啓発を行う。
- ・県民・学校・企業・市民活動団体等と連携して自然環境の保全を推進する。

【野生生物の保護と適正管理】

- ・生物モニタリングを実施する。

- ・絶滅危惧種の保護・回復を図る。
- ・特定外来生物の防除を行う。
- ・有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築に取り組む。

【安全で安心な生活環境の保全】

○大気環境の保全

- ・事業者に対し、環境保全協定に基づき、汚染物質の排出削減対策を指導する。
- ・大気汚染防止法政令市等では、大気汚染の状況を把握するため、大気環境常時監視測定局により、常時監視を行う。
- ・光化学スモッグ注意報発令等の緊急時には、住民、学校等へ周知を図るなど、健康被害の防止に努める。また、PM2.5が高濃度になるおそれがある日には、光化学スモッグ注意報発令時に準じて、関係機関に連絡するとともに、住民に注意を呼びかける。
- ・ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車を率先導入する。
- ・住民に対し、エコドライブの実践を呼びかける。
- ・工場、事業場や建設作業から発生する騒音、振動、悪臭について、調査測定を行い、事業者を指導する。
- ・必要に応じて市町村独自の環境保全条例（公害防止条例）により、法規制対象とならない工場、事業場や建設作業、悪臭物質について規制を行う。
- ・住民に対し、エアコン、ピアノ等の楽器、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう呼びかける。
- ・道路の植栽帯や公共施設の敷地においては、できるだけ殺虫剤、除草剤等に頼らない管理に努め、やむを得ずこれらを散布する場合は、必要最小限の部位や区域にとどめる。
- ・日常生活における殺虫剤、除草剤等や化学製品の適正な使用を住民へ呼びかける。

○水環境の保全

- ・環境保全協定に基づく汚染物質の排出抑制対策の徹底を図る。
- ・下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備を進める。
- ・合併処理浄化槽については、単独処理浄化槽からの転換の促進と、高度処理型合併処理浄化槽の普及に努める。
- ・環境学習などを通じて水質保全のための啓発を実施する。
- ・地下水汚染の機構解明を行い、原因者による浄化対策を指導する。
- ・環境への負荷の少ない施肥技術の普及を図る。
- ・水源地の保全、地下水の涵養のため、雨水浸透施設の設置など地域からの取組を推進する。
- ・揚水ばっ気※やガス吸引※等により、地下水汚染の浄化対策を実施する。

○土壌環境・地盤環境の保全

- ・環境保全協定に基づき、採取状況報告等により地下水の採取抑制の徹底を図る。

- ・揚水量削減の指導を行う。

【環境学習の推進と環境保全活動の促進】

- ・国や県とも連携し、学校教育等における環境学習の在り方を追求し、「環境を守り育てる人」を育てる場としての価値を高める。
- ・住民のニーズを機敏に把握し、地域特性に応じた環境学習の推進を図る。
- ・身近な場における講座や学習会等による機会づくり、拠点となる場や情報の提供、地域活動への協力や支援等を行う。

第3節 計画の進行管理

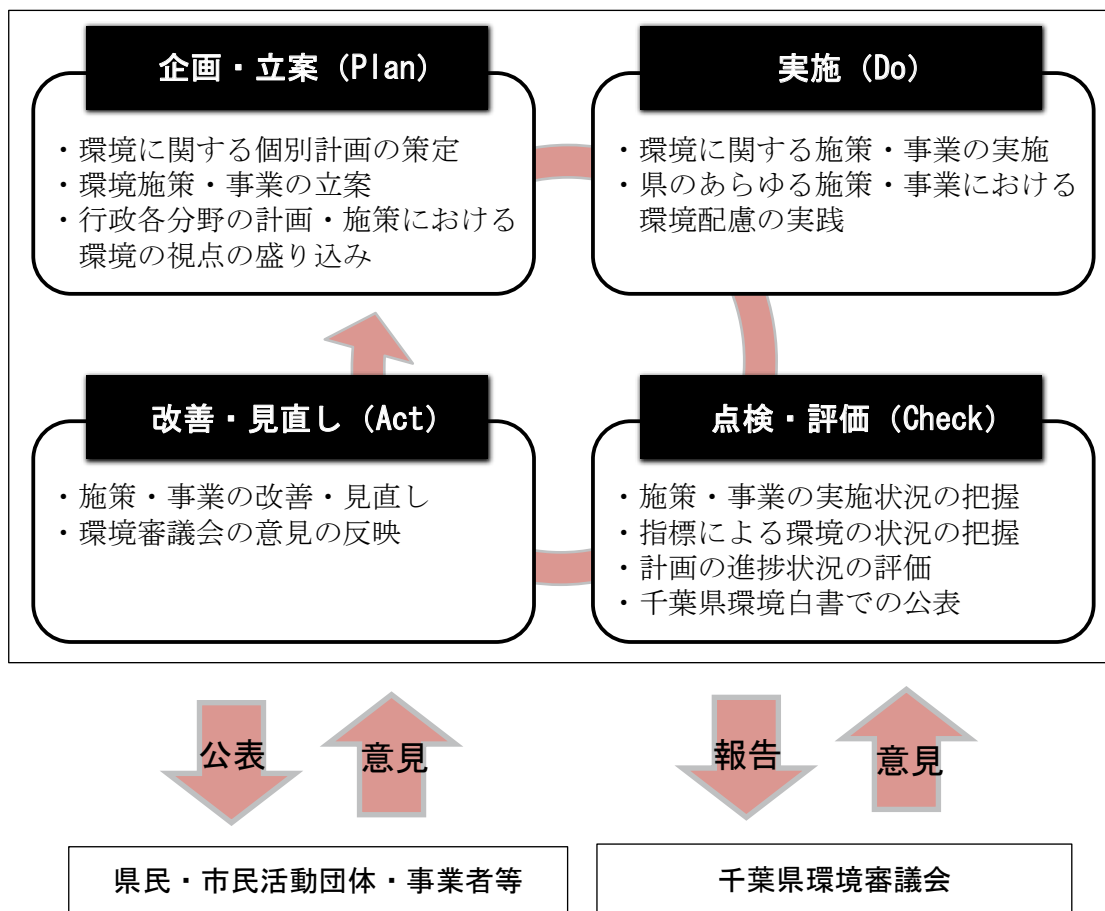
この計画を着実に推進し、「目指す環境の姿」の実現を図るためには、施策及び事業の成果について定期的に把握してその評価を行い、継続的に見直しを行っていく必要があります。

このため、本計画に掲げる県の施策の進行管理については、「千葉県環境基本計画推進会議」においてマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方にに基づき、企画・立案（PLAN）⇒実施（DO）⇒点検・評価（CHECK）⇒改善（ACT）という一連の手続きに沿って、毎年度実施していきます。

本県の環境の状況及び各種施策の進捗状況を把握し評価するため、第4章に提示した「計画の進捗を表す指標」を活用します。

指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を設定しますが、施策等の性質によっては指標の定量化が困難であったり、適切ではない場合には、定性的な評価を行います。

進捗状況等の点検・評価の結果については、学識経験者や住民の代表者等で組織される「千葉県環境審議会」へ報告し意見を伺うとともに、千葉県のホームページや千葉県環境白書などで広く公開し、県民・事業者など各主体からの意見や提言を求め、改善に反映させます。



指標の活用

本県の環境の状況及び各種施策の進捗状況を把握し評価するため、第4章で設定した「計画の進捗を表す指標」を活用します。

1 地球温暖化対策の推進

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）	
1 再生可能エネルギー等の活用	再生可能エネルギー導入量	10,864 T J (2017年度)	21,500 T J (2028年度)	
	発電設備導入量	2,267 MW	4,000 MW	
	太陽光発電による再生可能エネルギー導入量	8,969 T J (2017年度)	15,000 T J (2028年度)	
	発電設備導入量	2,138 MW	3,600 MW	
	太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入量	1,895 T J (2017年度)	6,500 T J (2028年度)	
	発電設備導入量	129 MW	400 MW	
2 省エネルギーの促進	家庭の世帯当たりエネルギー消費量	37.0GJ/世帯 (2013年度)	25.9GJ/世帯 (2030年度)	
	事務所・店舗等の延床面積1㎡当たりエネルギー消費量	1.78GJ/㎡ (2013年度)	1.07GJ/㎡ (2030年度)	
	製造業の生産量当たりエネルギー消費量	5.36PJ/指数 (2013年度)	4.82PJ/指数 (2030年度)	
	自動車1台当たり燃料消費量	30.7GJ/台 (2013年度)	22.9 GJ/台 (2030年度)	
	貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量	5.63GJ/トンキロ (2013年度)	4.17GJ/トンキロ (2030年度)	
	日常生活における取組状況（アンケート調査により実施している人の割合）			
	節電に努める	81.0% (2018年度)	94% (2028年度)	
	冷暖房の設定温度を控える	81.8% (2018年度)	90% (2028年度)	
	省エネルギー性能の高い家電製品を選ぶ	68.1% (2018年度)	80% (2028年度)	
	レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	69.5% (2018年度)	80% (2028年度)	
	車の運転時は、急発進・急加速をしない	68.3% (2018年度)	80% (2028年度)	
ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数	620件 (2017年度)	650件 (2028年度)		
3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進	森林吸収源対策としての間伐実施面積	573ha/年 (2016年度)	900ha/年 (2021年度)	
	都市公園箇所数	6,974箇所 (2016年度)	7,040箇所 (2025年度)	
4 気候変動への適応	気候変動による影響への適応について知っている人の割合（県政に関する世論調査）	[参考] 国による調査 47.5% (2016年度)	100% (2028年度)	
	気候変動への適応に関する計画の策定市町村数	0市町村 (2018年度)	増加を目指します (2028年度)	

2 循環型社会の構築

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	一般廃棄物の排出量	209万t (2016年度)	181万t以下 (2028年度)
	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	517g (2016年度)	440g以下 (2028年度)
	一般廃棄物の再生利用率	22.7% (2016年度)	30%以上 (2028年度)
	一般廃棄物の最終処分量	15.4万t (2016年度)	12万t以下 (2028年度)
	産業廃棄物の排出量	1,970万t (2016年度)	2,072万t以下 (2028年度)
	産業廃棄物の再生利用率	51.9% (2016年度)	61%以上 (2028年度)
	産業廃棄物の最終処分量	27.6万t (2016年度)	29万t以下 (2028年度)
	バイオマス資源の利用率	71% (2016年度)	80%以上 (2028年度)
2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止	新たな不法投棄量 (投棄量10t以上の不法投棄箇所における投棄量の総量)	8,731t (2016年度)	新たな不法投棄量ゼロを目指します (早期実現)
3 残土の適正管理	無許可埋立面積	8,953㎡ (2017年度)	無くします (早期実現)
4 再生土への対策の推進	無届埋立て件数	— (2019年度) ※2020年6月頃判明	0件 (毎年度)

3 豊かな自然環境の保全と自然との共生

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開	市町村における生物多様性地域戦略の策定	7市町村 (2017年度)	全市町村で策定 (2028年度)
2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	自然公園面積	10地域 28,537ha (2017年度)	維持します (2028年度)
	自然環境保全地域の面積	28地域 1,956ha (2017年度)	維持します (2028年度)
	自然公園ビジターセンター等利用者数	59万人 (2017年度)	維持します (2028年度)
3 地域の特性に応じた環境の保全	森林整備面積	974ha/年 (2016年度)	1,600ha/年 (2021年度)
	農用地面積	126,900ha (2015年)	121,500ha以上 (2025年)
	東京湾の環境基準達成率(COD)【再掲】	45.5% (2017年度) [11水域中5水域で達成]	72.7% (2028年度) [11水域中8水域で達成]
	都市公園箇所数【再掲】	6,974箇所 (2016年度)	7,040箇所 (2025年度)

4 野生生物の保護と適正管理

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 希少野生生物の保護・回復	希少野生生物の保護回復計画の策定	3市町村 (2017年度)	全市町村で策定 (2028年度)
	「生命のにぎわい調査団」の団員からのモニタリング件数	累計95,256件 (2017年度)	累計205,300件 (2028年度)
2 特定外来生物の早期防除	特定外来生物の捕獲数	アカゲザル 89頭 アライグマ 4,176頭 キョン 3,475頭 カミツキガメ 1,429頭 (2017年度)	根絶に向けて捕獲します (2028年度)
3 有害鳥獣対策の強化	有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 19,562頭 ニホンジカ 6,248頭 (2017年度)	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます (2028年度)
	有害鳥獣による農作物被害軽減	372百万円 (2017年度)	農作物被害額の減少を目指します (2028年度)

5 安全で安心な生活環境の保全

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1 良好な大気環境の確保	光化学スモッグ注意報の年間発令日数	11.6日 (2013～2017年度の平均)	注意報発令日数の半減 (2024～2028年度の平均)
	浮遊粒子状物質の環境基準達成率（一般局・自排局の合計）	100% (2017年度)	100% (毎年度)
	二酸化硫黄の環境基準達成率（一般局・自排局の合計）	100% (2017年度)	
	一酸化炭素の環境基準達成率（一般局・自排局の合計）	100% (2017年度)	
	二酸化窒素の環境基準達成率（一般局・自排局の合計）	100% (2017年度)	
	二酸化窒素の県環境目標値達成率（一般局・自排局の合計）	89.4% (2017年度)	100% (2028年度)
	微小粒子状物質の環境基準達成率（一般局・自排局の合計）	92.3% (2017年度)	
	大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施率	全施設数の39% (2017年度)	全施設数の33%以上 (毎年度)
	揮発性有機化合物の排出量	10,801 t (2016年度)	前年度より減少させます (毎年度)
	エコドライブ実践事業者の割合	91% (2016年度)	100% (2028年度)
	低公害車を40%以上導入している事業者の割合	78.8% (2016年度)	100% (2028年度)
2 良好な水環境の保全	河川の環境基準達成率(BOD)	77.1% (2017年度) [70水域中54水域で達成]	91.4% (2028年度) [70水域中64水域で達成]
	印旛沼の水質(COD)	13mg/L (2017年度 COD75%値)	5年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します (2030年度) [参考] 第7期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況14mg/L(2015年度)に対し13mg/L(2020年度)環境基準3mg/L以下:75%値

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
2 良好な水環境の保全	手賀沼の水質（COD）	9.7mg / L （2017年度 COD75%値）	5年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します （2030年度） 〔参考〕第7期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況9.3mg/L（2015年度）に対し9.0mg/L（2020年度）環境基準5mg / L以下：75%値
	東京湾の環境基準達成率（COD）	45.5% （2017年度） 〔11水域中5水域で達成〕	72.7% （2028年度） 〔11水域中8水域で達成〕
	県全域の汚水処理人口普及率	88.0% （2017年度）	93.3% （2024年度）
	地下水の環境基準達成率	85.9% （2017年度） 〔参考〕全国値93.9% （2016年度）	全国値並みの達成率を確保します （2028年度）
3 良好な土壌環境・地盤環境の保全	2cm以上の地盤沈下面積	10.2k m ² （2016年度）	0k m ² （毎年度）
4 騒音・振動・悪臭の防止	自動車騒音の環境基準達成率	91.3% （2016年度）	達成率を向上させます （毎年度）
	航空機騒音の環境基準達成率	成田空港周辺 58% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 91% 木更津飛行場周辺 100% （2016年度）	成田空港周辺 達成率を向上させます（毎年度） 羽田空港周辺 100%（毎年度） 下総飛行場周辺 100%（2028年度） 木更津飛行場周辺 100%（毎年度）
	騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,746件 （2016年度）	減少させます （毎年度）
5 化学物質・放射性物質への対策	ベンゼン、トリクロロエチレン等の環境基準達成率	ベンゼン、トリクロロエチレン等（計4物質）100% （2017年度）	100% （毎年度）
	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等の指針値達成率	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等（計9物質）100% （2017年度）	100% （毎年度）

施策名	項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
6 化学物質・放射性物質への対策	ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 （一般大気環境 100%） （公共用水域水質 93.7%） （公共用水域底質、 地下水、土壌 100%） （2017年度）	100% （毎年度）
	有害化学物質の排出量 （P R T R制度による届出排出量）	5,587 t （2016年度）	前年度より 減少させます （毎年度）

6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

施策名	項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進	県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	24,590人 (2017年度)	25,000人 (毎年度)
	日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合	79.7% (2018年度)	90.0% (2028年度)
2 環境保全の基盤となる施策の推進	ちば環境再生基金による助成事業の実施件数	64件 (2017年度)	累計700件 (2019～2028年度)
3 環境と経済の好循環の創出	最終エネルギー消費量当たり県内総生産	22.5百万円/TJ (2015年度) [参考] 県内総生産 194,470億円 最終エネルギー消費量 865,443TJ (2015年度)	増加させます (2028年度)
	バイオマス資源の利用率【再掲】	71% (2016年度)	80%以上 (2028年度)
	再生可能エネルギー導入量【再掲】	10,864 T J (2017年度)	21,500 T J (2028年度)
	発電整備導入量	2,267 MW	4,000 MW
	事務所・店舗等の延床面積1㎡当たりエネルギー消費量【再掲】	1.78GJ/㎡ (2013年度)	1.07GJ/㎡ (2030年度)
	製造業の生産量当たりエネルギー消費量【再掲】	5.36PJ/指数 (2013年度)	4.82PJ/指数 (2030年度)
4 災害時等における環境問題への対応	災害廃棄物処理計画の策定市町村数	3市町村 (2017年度)	全市町村 (2020年度)